

環境保全協定に基づく「環境保全計画書」

令和 7 年度環境保全計画書

ナブテスコ株式会社西神工場

①環境保全に関する基本方針(基本理念)

ISO14001とISO45001の統合に向けて環境方針を2020年度から安全衛生を合わせたESH方針とした。そのうちの環境重点事項および維持向上、教宣について以下に示す。

当工場の活動、製品及びサービスにおける地球環境への影響を認識し、当工場が管理できる環境側面において、環境負荷の低減に努めると共に、企業活動が環境と調和することを理念とし、地球環境の重要性と資源の有限性を認識して行動する。

ESH方針の環境重点事項

- 1.当工場の環境側面に関係する適用可能な法律・規制及び同意する協定並びにその他の要求事項を遵守する。
- 2.廃棄物の発生を可能な限り少なくし、また生じた廃棄物は適切に処分する。
- 3.当工場の製品のライフサイクルにおいて、環境負荷に配慮した製品の開発に努めることにより、環境負荷の小さい製品の提供を推進する。
- 4.当工場の事業活動において、可能な限りの節電と再生可能エネルギーの導入により、必要な資源・エネルギーを有効活用するように努める。

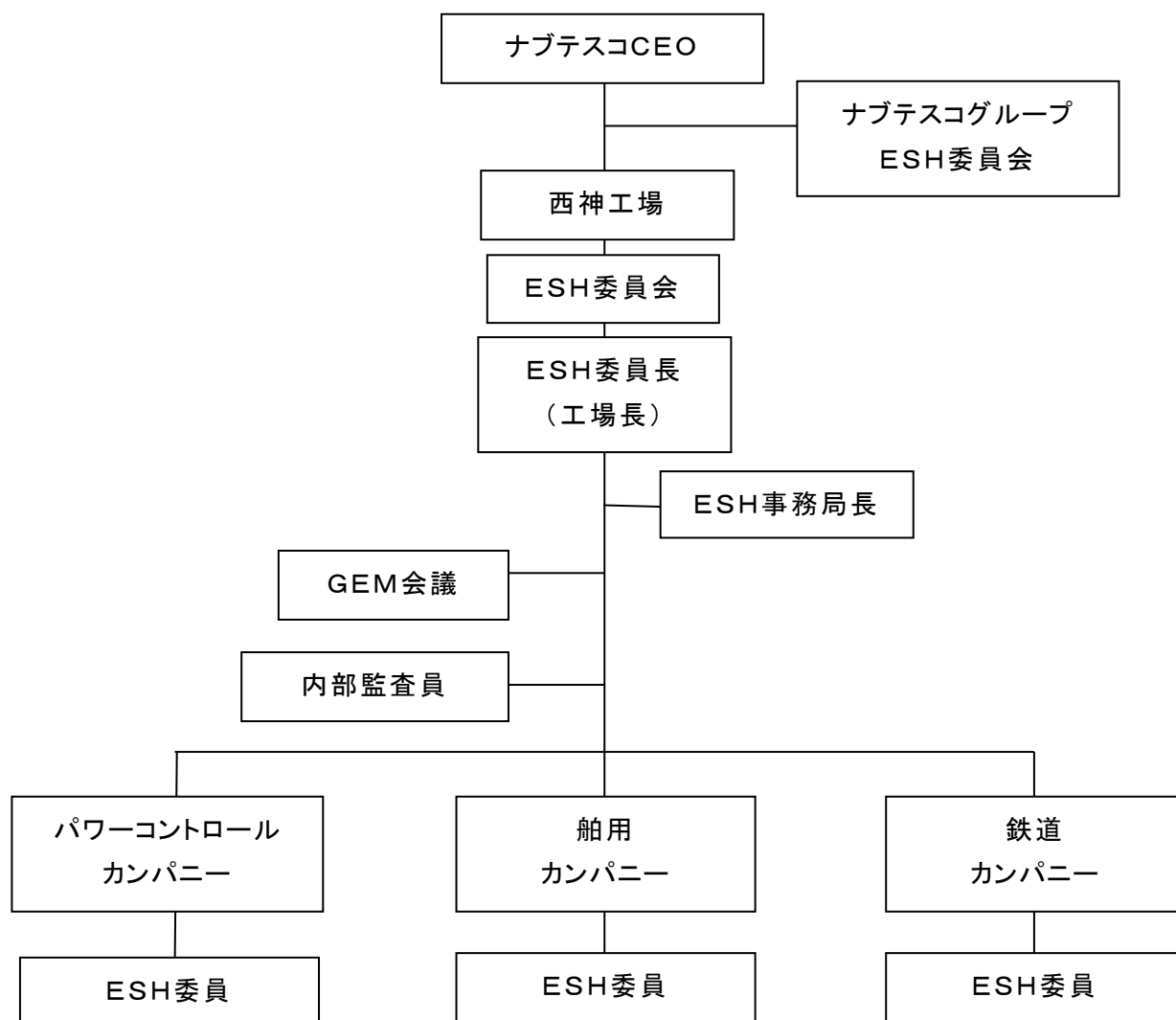
ESH方針の維持向上、教宣

- 1.活動の実践に当たっては、目標値を定めてアクションプランに落とし込み、PDCAを回すことにより、継続的改善を図る。また、内部監査を定期的の実施し、マネジメントシステムの維持向上を図る。
- 2.当工場の事業活動に従事する全ての人々が、本「ESH方針」の理解と活動についての意識高揚が図れるよう、教宣・広報活動を行っていく。

②環境保全に関する組織の現況

当事業所における環境管理体制は図のとおりである。

ナブテスコ株式会社西神工場 環境管理体制



ナブテスコグループ環境理念

ナブテスコグループは、すべての事業活動が地球環境に依存し、影響を与えているという認識のもと、バリューチェーン全体で十分に環境に配慮し、持続可能な社会の実現を目指します。

③重点取組目標・計画

【2025 年度の重点目標・計画】

《グループ長期目標》

1. 地球温暖化防止

(2030 年度達成)

二酸化炭素排出量の低減: グローバル売上原単位 63%低減(2015 年基準)

グローバル総排出量 63%削減(2015 年基準)

(2050 年度達成)

二酸化炭素排出量の低減: グローバル売上原単位 100%低減(2015 年基準)

グローバル総排出量 100%削減(2015 年基準)

《2025 年度重点実施事項(方針と目標の設定)》

1. 環境負荷低減への取組強化

1)二酸化炭素排出量削減

グローバル総排出量目標: 31,786ton2015 年比 42.0%削減、西神工場 1. 311ton

売上原単位目標: 0.139ton/百万円 2015 年比 42.0%削減、西神工場 0.058ton/百万円

排出削減目標: 1,640ton 以上、西神工場 24ton

省エネ設備導入・創エネ設備導入・再エネ調達

・環境改善・設備投資推進(太陽光発電)

・NEMS(Nabtesco Energy Manegement System)の強化(チャレンジ ECO63 活動)

2)廃棄物の削減

目標: ①埋立量ゼロ

②非リサイクル廃棄物売上原単位 14.32kg/百万円

3)水使用量の削減

節水機器導入とモニタリング強化による早期問題発見

目標: 売上原単位 1.07m³/百万円以下

4)化学物質の削減

PRTR 対応品への切替推進

目標: 売上原単位 0.849kg/百万円以下

5)環境配慮型商品の開発

省エネ製品認定制度推進

目標: 年 1 件以上

2.RMの推進

1)コンプライアンス体制の強化 フロン法・省エネ法のフォロー(国内)

目標: 法令違反ゼロ

④公害防止対策に係る計画

ア. 目標及び管理目標値

	目 標
大気汚染防止対策	・「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第 4 条第 1 項の排出基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。(「大規模工場・事業場に係る窒素酸化物総量指導指針(兵庫県指針)」の対象工場及び事業場にあつては、同指針に定める「総量指導基準」等を遵守する旨記載する。) ・大気汚染防止法に規定するばい煙(いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物等)、粉じん、有害大気汚染物質、揮発性有機化合物(VOC)等の年間総排出量を把握し、規制値を越えないように努める。
水質汚濁防止対策	・「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。 ・別表 2 に記載する排水の水質に係る管理目標値を遵守する。 ・排出規制がない有害物質について、可能な限り使用量及び排出量を把握し、排出削減に努める。 ・有害物質等による地下水汚染の未然防止及び拡散防止に努める。
騒音防止対策	・「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。
振動防止対策	・「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。
悪臭防止対策	・「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。
土壌汚染対策	・「土壌汚染対策法」及び「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」等の法令の規定を遵守する。 ・特定有害物質等による土壌汚染の未然防止・拡散防止に努める。 ・汚染土壌を搬出する場合は適正処理に努める。
産業廃棄物対策	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。 ・廃棄物の発生量を抑制するとともに、再利用を促進する。

別表2 排水に係る水質管理目標値

項目		管理目標値 [mg/L]	備 考	
			目標値の根拠 (法令等基準値との関係等)	定期測定の実施
法令排水基準設定項目 (生活環境項目)	水素イオン濃度(pH)	$5 < \text{pH} \leq 9$	規制値	○
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	150mg/L 以下	排除基準値	○
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L 以下	排除基準値	○

(注) 県が定める排水基準値等、法令等基準値は別途確認ください。

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

○目標達成のために講ずる措置・対策(その1)

目 標 項 目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
防 大 止 気 対 汚 策 染	ばい煙の排出規制 の遵守	排ガス処理施設の適正な維持に努める。
水 質 汚 濁 防 止 対 策	(公共用水域に排出する場合)	
	公共用水域の環境保全	下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守、排水の水質測定等を行う。また、各種報告は関係法令の規定に基づき実施する。
	(公共下水道を使用する場合)	
	法令等の基準の遵守	除害施設(排水処理装置)の正常運転を行う

○目標達成のために講ずる措置・対策(その2)

目 標 項 目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
水質汚濁防止対策	(有害物質(*)を使用している場合)	
	法令等の基準の遵守	除害施設(排水処理装置)の正常運転を行う。
騒音防止対策	法令等の基準の遵守	・設備新設・更新および移動により操業状況が変化した場合、自部門でリスクアセスメントを行い法令等の基準遵守に必要な測定・監視をおこなうように体制を整備する。 ・基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、発生源対策として、発生源を敷地境界線から遠い場所へ移動させて運用する。
振動防止対策	法令等の基準の遵守	・設備新設・更新および移動により操業状況が変化した場合、自部門でリスクアセスメントを行い法令等の基準遵守に必要な測定・監視をおこなうように体制を整備する。 ・基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、発生源対策として、弾性支持、防震材料の採用等を実施する。
悪臭防止対策	法令等の基準の遵守	・法令等の基準遵守に必要な測定・監視体制を定め、測定・監視を行う。 ・基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、吸着・燃焼等の脱臭装置の設置、建屋または悪臭発生工程の密閉化、製造工程の改善等を行う。
土壌汚染対策	(特定有害物質(**)を使用している場合)	
	土壌汚染の未然防止	PCBおよびPCB汚染機器はすべて処理できたため、工場内で使用している化学物質を単位使用量削減および漏えい等がないように管理する。
産業廃棄物対策	廃棄物の発生抑制・再利用	・産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に関する処理計画を策定し、必要に応じ市へ報告を行う。 ・工程の見直しを行い、廃棄物の発生抑制・再利用を積極的に実施する。 ・他の事業所(者)との連携を含め、ゼロエミッション構想の実現に向けた調査・研究を推進する。

(*)有害物質とは、水質汚濁防止法第2条第2項第1号に規定する物質。

(**)特定有害物質とは、土壌汚染対策法第2条第1項に規定する物質。

別表5 排水水の汚染状態測定計画

		測定項目	測定頻度	測定箇所	測定方法	備考
法令排水基準設定 (生活環境項目)		水素イオン濃度(pH)	週 1 回	排水処理場 (放流マス)	JIS K 0102 抽出・重量法	環境計量事業所に依頼して測定
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)				
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)				

(注)別表2の備考欄において、定期的測定の実施を選択した項目について記載ください。

⑤ 地球温暖化対策に係る計画

ア. 前年度の電気・燃料等の使用量及び今年度使用予定量

活動の区分	燃料・焼却物等の種類	単位 発熱量 (MJ)	前年度 使用量等	今年度 使用予定量	単位	排出 係数	排出量	
							前年度 (実績)	今年度 (予定)
燃料の使用	軽油	37.7	0	0	ℓ	0.0686	0	0
	ガソリン	34.6	0	0	ℓ	0.0671	0	0
	LPG	50.8	61,469	62,253	kg	0.0590	184,235	186,585
	メタン	43.5	1,022	1000	Nm ³	0.0510	2,267	2,219
電気事業者から供給された電気の使用		—	5,274,316	2,678,272	kWh	0.419	2,209,938	1,122,196
合計							2,396,440	1,311,000

イ. 基準年度及び前年度の二酸化炭素排出量、今年度及び目標年度の二酸化炭素の排出削減目標（その他温室効果ガスが発生している場合はその排出量、排出削減目標も含む。）

温室効果ガス	排出量(ton)		削減目標(ton)		削減率(%)	
	基準年度 (2015年度)	前年度	今年度	2030 年度	今年度	2030 年度
二酸化炭素	3,904	2,396	1,311	1,445	66.4	63.0
メタン						
一酸化二窒素						
HFC						
PFC						
六フッ化硫黄						
合計	3,904	2,396	1,311	1,445	66.4	63.0

2025 年度におけるナブテスコのグローバル目標はCO₂排出量 31、786ton で 2015 年比 42.0%により西神工場での単年度二酸化炭素排出量目標は 2,264ton となる。生産計画および省エネ活動計画を実施することで、2025 年度の西神工場目標値は 1,311 (ton) で削減目標より 953(ton)高い目標となっており、削減率は 66.4%。

ウ. 目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
再生可能エネルギーによる発電	太陽光発電	276 千 kWh
再生可能エネルギー導入	購入電力の 15%を CO2フリー電力として購入、 FIT非化石証書の購入	1129 千 kWh 3270 千 kWh
機器更新	空調機の更新、変圧器更新、照明 LED 化	24 千 kWh
機器内要素機器更新	空気圧縮機台数制御システム 更新、空調機ダクト設置	1 千 kWh
損失改善	エア漏れ改善、待機電力	34 千 kWh
運用改善	生産時間短縮	36 千 kWh

⑥ 公害防止対策及び地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る計画

公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標、計画
(目標達成年次2025年度中)

	分野	項目	目標
1	事業所等での節水	節水	2023 年度原単位以下
2	事業所等での 廃棄物の適正 処理・減量	分別回収の高度化	徹底
3	事業所等での 再生製品等使用	グリーン購入の実施	徹底
4	環境負荷の少ない資源、材料、 燃料の選択	廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定	徹底
5	自動車対策	エコドライブ・アイドリングストップの推進	徹底
6	特定フロン等 使用量の削減	設備更新時、特定フロン使用設備の廃却	徹底
7	環境に配慮した 施設	光害の抑制	夜間照明の抑制
8	従業員教育	環境自覚教育	2 回/年
9	地域社会への 参画	敷地境界線付近の樹木剪定	定期的実施
10	プラスチックに係る資源循環の促進	排出されるプラを分別しリサイクル業者へ排出	廃プラの 1%リサイクル